

## 岬町告示第 2 号

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約（平成 18 年岬町告示第 53 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 月 10 日

岬町長 田 代 堯

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約（平成 18 年岬町告示第 53 号）の一部を次のように変更する。

第 5 条第 1 項中「阪南市長」を「泉南市長」に改め、同条第 2 項中「阪南市長」を「泉南市長」に、「泉南市長」を「阪南市長」に改める。

第 6 条第 2 項中「泉南市」を「阪南市」に、「阪南市」を「泉南市」に改める。

第 7 条中「阪南市」を「泉南市」に改める。

第 8 条中「阪南市長」を「泉南市長」に、「阪南市議会」を「泉南市議会」に、「泉南市長」を「阪南市長」に改める。

第 9 条中「阪南市」を「泉南市」に改める。

第 10 条第 1 項中「阪南市」を「泉南市」に、「泉南市」を「阪南市」に改め、同条第 2 項中「阪南市」を「泉南市」に、「泉南市長」を「阪南市長」に改める。

第 11 条及び第 12 条中「阪南市」を「泉南市」に改める。

附則第 3 項中「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（平成 28 年岬町告示第 3 号）」を「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（令和 7 年岬町告示第 2 号）」に改め、同項第 7 号を次のように改める。

(7) 泉南市文書規程（令和 6 年泉南市訓令第 4 号）

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。